

介護保険負担限度額認定申請事前チェックリスト

以下のチェックリストに1つでも該当される方は、申請をされても対象外となります。

また介護保険3施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)や介護医療院に入所する予定がない方、ショートステイご利用の予定がない方は、申請不要です。

確認項目	チェック												
被保険者ご自身に住民税が課税されている	<input type="checkbox"/>												
同一世帯のどなたかに住民税が課税されている	<input type="checkbox"/>												
別世帯の配偶者に住民税が課税されている	<input type="checkbox"/>												
預貯金等の金額の合計が、下表を超える (収入額等が不明な場合は役場で収入額を確認しますので、裏面を確認の上、必要書類をご用意ください。)	<input type="checkbox"/>												
<table border="1"><thead><tr><th>被保険者本人及び配偶者の状況</th><th>預貯金等の合計金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>生活保護の受給者</td><td>単身 1,000 万円</td></tr><tr><td>老齢福祉年金受給者</td><td>夫婦 2,000 万円</td></tr><tr><td>合計所得金額+課税・非課税年金収入額が 80 万円以下</td><td>単身 650 万円 夫婦 1,650 万円</td></tr><tr><td>合計所得金額+課税・非課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下</td><td>単身 550 万円 夫婦 1,550 万円</td></tr><tr><td>合計所得金額+課税・非課税年金収入額が 120 万円超</td><td>単身 500 万円 夫婦 1,500 万円</td></tr></tbody></table>		被保険者本人及び配偶者の状況	預貯金等の合計金額	生活保護の受給者	単身 1,000 万円	老齢福祉年金受給者	夫婦 2,000 万円	合計所得金額+課税・非課税年金収入額が 80 万円以下	単身 650 万円 夫婦 1,650 万円	合計所得金額+課税・非課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下	単身 550 万円 夫婦 1,550 万円	合計所得金額+課税・非課税年金収入額が 120 万円超	単身 500 万円 夫婦 1,500 万円
被保険者本人及び配偶者の状況		預貯金等の合計金額											
生活保護の受給者		単身 1,000 万円											
老齢福祉年金受給者		夫婦 2,000 万円											
合計所得金額+課税・非課税年金収入額が 80 万円以下		単身 650 万円 夫婦 1,650 万円											
合計所得金額+課税・非課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下		単身 550 万円 夫婦 1,550 万円											
合計所得金額+課税・非課税年金収入額が 120 万円超	単身 500 万円 夫婦 1,500 万円												

預貯金等の資産要件について

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金(普通・定期)	通帳の写し(インターネットバンクであれば口座残高のページの写し)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
タンス預金(現金)	自己申告

※ 負債(借入金・住宅ローンなど)は、預貯金等から差し引いて計算します。借用証書などで確認しますので、写しを添付してください。

※ 預貯金等に含まれないもの

生命保険・自動車・腕時計・宝石などの時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財など

申請書を提出する前の確認チェックリスト

申請書提出前に以下の項目についてご確認をお願いいたします。

記入漏れや添付書類の漏れがあると、申請書を受付できない場合があります。

	確認項目	チェック	
申請書	配偶者の有無の記載はありますか？(内縁関係の者を含みます)	<input type="checkbox"/>	
申請書	配偶者の課税状況の記載はありますか？	<input type="checkbox"/>	
申請書	預貯金等に関する申告欄の記載はありますか？ ※預貯金等は配偶者分も含み、添付書類と一致させること。無い場合は、0円と記載。	<input type="checkbox"/>	
同意書	手書きで記入されていますか？	<input type="checkbox"/>	
添付書類	添付書類は、申請者ご自身でコピーをご用意ください。 (役場では原則コピーはしません。また、役場にはお客様用のコピー機はありませんので、あらかじめコピーをご用意ください。)	本人	配偶者
	預貯金等の資産が分かるコピーは添付されていますか？ (配偶者分を含む、お持ちの口座等全て) 預貯金の場合…下の①～③のチェック項目を確認してください。 その他の資産については裏面「預貯金等の資産要件について」を参照してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	① 通帳の表紙(口座名義人と口座番号が確認できるページ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 定期預金のページ <u>定期預金の契約が無い場合でも必要です。</u> 定期預金の契約がない場合、何も記載されていない状態の定期預金のページを添付してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 直近2ヶ月以内の最終残高が確認できるページ 記帳しても何も記載されない場合、預金の出し入れをしていただくなど、直近2ヶ月内の日付で最終残高が記載されるようにしてください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

申請には、申請書・同意書・添付書類のほかに、申請者の身分証明書と被保険者本人の介護保険証・負担割合証が必要となります。忘れずにご持参ください。